

第93号 令和4年1月1日発行

衛生検査所業

規約の遵守で 正常な商慣習を

# 公取協ニュース

編集・発行

衛生検査所業  
公正取引協議会

東京都文京区後楽2丁目3番28号

K. I. S 飯田橋2階

TEL&FAX 03-5805-0250



消費者庁 表示対策課長  
南 雅晴



新年明けましておめでとうございます。

新型コロナウイルス感染症の動向は、未だ予断を許さない状況ではありますが、こうして新たな年を迎えることができ、衛生検査所業公正取引協議会会員の皆様をはじめ、日頃から消費者行政の推進に御理解と御協力をいただいております皆様にご心より感謝を申し上げます。

一昨年来のコロナ禍により、かつてないほど人々の健康への関心が高まり、それとともに、衛生検査の意義や重要性が再認識されているのではないかと思います。貴協議会会員の皆様が、使命感や責任感を持って医療の面から社会を支えていただいていることに対しまして、深謝いたします。

消費者庁では、これまで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、消毒、除菌等に対する消費者の関心が高まる中、アルコール商品、次亜塩素酸水等の不当表示について景品表示法に基づく措置命令を行いました。また、インターネット広告において、新型コロナウイルスに対する予防効果を標ぼうする健康食品、空間除菌商品、光触媒スプレー等に対し、景品表示法及び健康増進法の観点から表示の適正化について5回にわたり改善要請等を行い、消費者に対する注意喚起を行いました。そのほか、携帯型空間除菌用品、抗体検査キット及び研究用検査キットの販売を行っていた事業者に対し、行政

指導を行ったことを公表する等、景品表示法等の運用を厳正に行ってまいりました。消費者庁といたしましては、引き続き、消費者の利益を害する不当表示等には、景品表示法等に基づき厳正に対処していく方針です。

消費者庁は、法執行以外にも、時代の潮流を見据えた消費者政策について検討を進め、消費者行政の司令塔として、消費者が主役となって、安心して安全に豊かに暮らすことができる社会の実現のため、様々な課題に取り組んでいるところです。具体的には、持続可能な経済社会の形成に必要である、地域の活性化や雇用等も含む、人や社会・環境に配慮して消費者が自ら考える賢い消費行動、いわゆる「エシカル消費の普及・啓発」の推進や、事業者が消費者の行動変容を促すような社会的責任を自覚した事業活動を行う「消費者志向経営」の推進、さらには「食品ロスの削減」の推進等です。

貴協議会におかれましては、長年にわたり公正競争規約の着実かつ適正な運用を通じて、衛生検査所業界の取引の適正化に努めていただいております。本年も引き続き、貴協議会会員の皆様の規約遵守により適正な取引が行われることを期待しております。

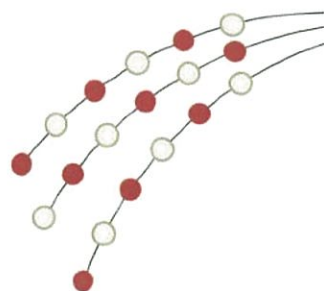
貴協議会のますますの御発展と会員の皆様方の御活躍と御健勝を祈念いたしまして、私の年頭の御挨拶とさせていただきます。

## 年頭所感



### 社会に貢献する検査と 規約の遵守

衛生検査所業公正取引協議会  
会長 久川 芳三



新年あけましておめでとうございます。

新型コロナウイルス感染症も第5波を乗り越え落ち着きつつある昨今ではございますが、会員の皆様におかれましては、恭しく新年を迎えられたことと拝察いたします。

去年は、新型コロナウイルス感染症の影響で五輪史上初の延期、無観客となってしまいましたが、2020東京オリンピック・パラリンピックが開催されました。

開会まで様々な心配されましたが、日本選手の皆さんが世界第3位の金メダル数27個、金銀銅合わせて史上最多58個のメダルを獲得して、自粛に疲れた日本国民を明るく元気に活気づけてくださいました。

新型コロナウイルス感染症のパンデミックの困難を乗り越えて開催された大会として、世界中の人たちの記憶に長く刻まれるであろうと思います。

この大会成功のためには沢山の方々の努力があったことは想像に難くありません。その中でも会員の皆様の努力、新型コロナウイルス感染症のPCR検査拡充の貢献が多大なものだったと評価されています。

このことから、国民に検体検査の重要性、検査の意義がますます浸透することになりました。

会員の皆様におかれましては、検体検査を通じて良質な医療の提供に貢献していただき、検体検査の有用性・重要性を社会に伝え、健康増進と疾病予防に御尽力いただいていることに改めて敬意を表す次第でございます。

このように社会的責任がますます大きくなった当業界であります、同時にお客様へ展開していく営業活動の仕方も注目されることになります。

公正な競争のために営業活動の基準として定められているのが、衛生検査所業公正競争規約になります。

会員の皆様の近年の規約遵守活動により、おかげさまで営業活動においても大きな成果が目に見える形で表れてきております。

今年は更に規約遵守を完全なものにするためにも、なぜ規約が必要であるのか、規約設定当時の原点に立ち返り、改めて全会員が規約を再認識し、規約違反を「しない」「させない」「認めない」、そして「皆で守る公正競争規約」を合言葉に、衛生検査所業の公正な競争・商慣習を確立し、社会に貢献してまいりたいと決意を新たにしております。

この1年も、会員の皆様にとって実り多き年となりますように、また衛生検査所業界がますます発展することを祈念して、年頭の挨拶とさせていただきます。

## 規約遵守状況調査（定期調査）

定期調査は、「規約遵守状況調査マニュアル」に基づき実施されるもので、規約で禁止されている景品類の提供行為全般を対象として、他社の規約に違反する疑いのある行為についての情報提供を求めるものです。提供されてきた情報については、運営委員会に諮って具体的な事実関係の調査を行うか否かを決め、事実関係の調査を行った結果、違反行為が確認されれば「規約違反措置基準」に則り処理されることになります。

今回の調査では、規約に違反する疑いのある情報提供は3件ありました。

|         |                     |
|---------|---------------------|
| ①調査票の発送 | 令和3年9月1日（9月25日締め切り） |
| ③調査対象   | 全国の会員99社（82社から回答）   |
| ⑤調査の結果  | 情報提供3件              |

今後、報告のあった景品類を提供した疑いのある行為については、各地区の調査委員が事実確認調査を行うことになります。会員の皆様は調査委員の調査に御協力ください。

## 独占禁止法・景品表示法便り

○改めて公正競争規約とはなんでしょう

公正競争規約とは自分たちが「お互いを守るべきルール」として定めた表示や景品に関する自主規制のルールです。不当な表示や過大な景品の提供を規制するためには、法律による行政処分や罰則だけでは必ずしも十分とはいえません。あらゆる表示や景品に対し、行政の監視の目を光らせることは事実上不可能だからです。そこで重要になってくるのが公正競争規約です。不当な表示や過大な景品提供は波及性や累進性を有していますので、それぞれの業界で、事業者自らが表示や景品の自主規制を行い、違反の未然防止を図ることが効果的であり、そのために公正競争規約が大きな意味を持つてくるのです。

平成26年11月の景品表示法の改正により課徴金制度が導入（対象は不当表示の場合）されるなど強化改正が行われましたが、その際の参議院（消費者問題特別委員会）附帯決議の中に、これは表示に関してではありますが、「全ての不当表示を行政機関のみで監視することは困難であることに鑑み、不当表示の未然防止を図るための手段として、事業者自らが表示の自主ルールを設定を可能とする公正競争規約制度のより一層の普及を促進すること。」が盛り込まれています。公正競争規約の対象商品や役務には、飲用乳、チーズ、食品缶詰、生めん、辛子めんたいこ、食肉、鶏卵、みそ、食用塩、観光土産品、はちみつ、チョコレート、特定保健用食品、ビール、ウイスキー、清酒、泡盛、ペットフード、帯締め、家電製品、釣竿、ピアノ、眼鏡、スポーツ用品、仏壇、防虫剤、化粧品、家庭用合成洗剤、旅行、自動車教習所、自動車、農業機械、タイヤ、不動産、銀行、出版、新聞、医薬品、衛生検査等、私たちの身近な商品や役務に関係しているものが多くあります（表示規約65件、景品規約37件）。このように身近の多くの分野で、公正競争規約が景品表示法の違反防止のために寄与しているといえます。

また、今日、コンプライアンス（法令遵守）が重視されています。公正競争規約を遵守している限り、景品表示法に違反することはありませんから、公正競争規約に参加している事業者にとって公正競争規約に参加し、規約を遵守していること、これほど確実なコンプライアンスはないということになります。

## 公取協運営委員会新委員長を選定

9月9日に公取協運営委員会が開催され、前運営委員会委員長故小林仁氏（前衛生検査所業公正取引協議会副会長）の後任として、大堀春夫氏（株）江東微生物研究所）が委員長に選定されました。

大堀春夫氏は平成27年度から運営委員会委員として公正競争規約の遵守を完全なものにするため公取協活動に尽力し、令和2年度より副委員長として重責を担ってこられました。

公取協の趣旨に賛同し積極的に取り組んでおられた故小林仁氏の遺志を引き継ぎ、公取協運営委員会委員長として今後の活躍が期待されます。



委員長に就任した大堀氏

## 新会員紹介

11月24日開催の理事会において次の5施設の入会が承認され、これにより会員数は364施設となりました。

### 【新会員】

- (株) エスアールエル 多摩ラボラトリー
- (株) 抗加齢医学研究所 あおぞら検査センター
- (株) 保健科学研究所 保健科学東京ラボラトリー
- (株) エスアールエル 川崎ラボラトリー
- (株) 保健科学研究所 保健科学新潟ラボラトリー

## Q&A

Q.

新型コロナウイルス感染症による影響も考えられますが、例年ですとこれから春にかけて、取引先主催の新年会、送別会、歓迎会、花見等の親睦会が多く開かれます。このような催しにおける協賛金に関して制限はありますでしょうか。

A.

取引先医療機関やその院内組織の主催する親睦会に景品類を提供（協賛金等経費の援助含む）することは、規約の制限を受けるとされています。

なお、規約は、懇親会に参加すること自体を制限しているものではありませんので、実費相当額を負担して参加するのであれば景品類に該当せず、規約による制限は受けません。ただし、実際に参加する予定がないにもかかわらず、参加費を支払うことは規約上の問題が生じます。また、参加費を名目にした不当な金銭提供と誤解されないためにも、案内状や領収書を入手しておく必要があります。

## 編集後記

去年は、結局新型コロナウイルス感染症で新年が始まり、新型コロナウイルス感染症で年末を迎えることとなりました。一昨年から約2年間もマスク生活で密を避けての自粛生活を余儀なくされましたが、何となくこれが日常生活のように感じるようになってきたところは順応し過ぎで怖いですね。第5波を乗り越え新規感染者も減ってきたので、徐々に規制が緩和されると解放感ですぐに繁華街や観光地の人出が目立ってきました。このまま行けば人の心も日本経済も回復できそうですが、... オミクロン株心配です！！（あ）